

## 松江市タクシー人材確保対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、運転手不足が深刻化する松江市内のタクシー事業者に対して、タクシー運転手の担い手を確保し、地域の移動手段を維持するため、松江市タクシー人材確保対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営業者をいう。
- (2)「タクシー」とは、タクシー事業者が一個の契約により自動車を貸し切って旅客を運送する際に使用する定員11人未満の車両をいう。
- (3)「運転手」とは、タクシー事業における顧客の輸送のために運転する者で、タクシー事業者が正規社員として雇用する者をいう。

(交付の対象等)

第3条 支援金の交付対象となる事業者、交付要件、交付額及び支給上限は別表に定めるものとする。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第3項ただし書の規定により、この支援金の交付申請は令和7年3月31日までにを行うものとする。

2 支援金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市タクシー人材確保対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添え、市長に提出するものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る支援金交付の適否を審査し、適正と認めた場合は、交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市タクシー人材確保対策事業支援金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、不適正と認めた場合は、松江市タクシー人材確保対策事業支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条ただし書きの規定により、この支援金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 第4条の規定により支援金の交付を申請し、第5条の交付決定及び確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条第2項に規定する申請書の添付書類である雇用証明書の提出をもって、実績報告が行われたものとみなす。また、松江市タクシー人材確保対策事業支援金交付決定及び確定通知書（様式第2号）に記載の交付決定及び確定の日に請求があったものとみなし、規則第14条ただし書の規定により、支援金を交付するものとする。

(交付の決定及び額の確定の取消し)

第8条 市長は、支援金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1)虚偽の申請等をした場合

(2)支援金の交付に係る運転手が雇用された日から1年未満で退職した場合

(3)その他この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、松江市タクシー人材確保対策事業支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に支援金が交付されているときは、松江市タクシー人材確保対策事業支援金返還通知書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は第8条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するため、必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、立入調査を行うことができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表

1 対象事業者	申請書の提出時点において、国土交通省の許可を受けているタクシー事業者のうち、市内に本社又は営業所を有するもの。ただし、島根県の交通人材確保特別緊急対策事業支援金の対象事業者は除く。
2 交付要件	<p>支援金の交付対象事業者及び新たに採用する運転手（見込）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>（1）令和6年10月1日～令和7年3月31日において、運転手を採用し、かつ、市内の本社又は営業所に勤務すること。</p> <p>（2）新たに雇用する運転手が既に普通自動車二種免許を有している場合、雇用開始前1年以内に運転手として市内のタクシー事業者で勤務していないこと。</p> <p>（3）運転手は、雇用開始から1年以上継続して勤務すること。</p>
3 交付額	新規雇用者1人あたり20万円
4 支給上限	1社あたり5人まで